



平成30年

2月6日(火)

12:10~13:00 受付 12:00~

受講料: 無料【一般参加OK】

開催会場

玉川税務署 3階会議室

03-3700-4131

世田谷区玉川2丁目1-7

お昼休みの時間を利用して、経営に役立つ知識をコンパクトに学べる
軽食と飲み物付きの50分ランチタイム税務セミナーです。

平成31年10月1日より実施される消費税軽減税率について、
玉川税務署法人担当大高上席がコンパクトに解説します。
来るべき時に対応できるように備えておきましょう!

平成31年10月1日より実施

消費税軽減税率について

先着
30名

お申し込みは玉川法人会ホームページへ www.tamagawa.or.jp
FAXでもお申し込み頂けます。

出席をご希望の方は、玉川法人会事務局までFAXにてご返信をお願いします。

法人会事務局 FAX 3707-4992 TEL 3707-8668

2月6日 玉川法人会 50分税務セミナーに出席します。

FAX送信は2月5日〆切

会社名 _____

氏名 _____

会社名 _____

氏名 _____